

日 時：平成14年2月6日（水）

場 所：農林水産省第二特別会議室

水産政策審議会第4回企画部会議事録

水 産 庁

## 目 次

- 1 . 開 会
- 2 . 水産庁長官挨拶
- 3 . 資料説明
- 4 . 質疑・討議
- 5 . その他
- 6 . 閉 会

### 水産政策審議会・第4回企画部会

- 1 . 開会、閉会の年月日・時刻  
開会 平成14年2月6日 午後2時  
閉会 平成14年2月6日 午後4時50分
- 2 . 出席した委員の氏名  
(委員)  
足立己幸 石黒勝三郎 植村正治 小野征一郎 川合淳二 中田邦彦  
中村晃次 中村靖彦 二村雄三 増田常男 矢野等子  
(特別委員)  
高柳敏郎 原武史 村田康博
- 3 . 水産庁側出席者  
木下長官 川本次長 白須漁政部長 海野資源管理部長 川口増殖推進部長  
長野漁港漁場整備部長 山川漁政課長 今井企画課長 高島水産経営課長  
石島加工流通課長 石原漁業保険課長 中尾管理課長 岡本遠洋課長  
山下国際課長 田中計画課長 糸防災漁村課長  
中山海洋技術室長 小関魚類防疫室長
- 4 . 議事  
次のとおり

## 開 会

中村部会長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから水産政策審議会の第4回企画部会を開催したいと思います。

きょうは、11人の委員と3人の特別委員の方々が御出席です。

なお、きょうの会合は遅くとも5時までに終了させることをめどに進めたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

### 水産庁長官挨拶

中村部会長 それでは、議事に入ります前に、きょうは、ことしの1月8日付で水産庁長官に就任されました木下新長官が御出席でございますので、御紹介をさせていただきたいと思います。

長官、どうぞよろしく。

木下水産庁長官 今、御紹介いただきました木下でございます。本年1月8日に水産庁長官を拝命いたしました。よろしく願い申し上げます。

水産政策審議会企画部会では、水産基本計画の策定に向けまして、昨年来熱心な御討議を賜っておりまして、御礼を申し上げます。

私ども、昨年6月に水産基本法が制定されたわけでございますけれども、さらに水産基本法の肉づけをすべく検討を進めているところでございます。御検討いただいております基本計画は、今後10年間の施策の具体的な方向を示すものというふうに思っております。自給率目標をはじめ、我が国水産の将来像を踏まえた施策を明確にしていきたいと思っております。3月には取りまとめをお願いしたいと考えておりますので、委員の先生方の精力的な御審議方、よろしく願い申し上げます。

簡単でございますけれども、お願いかたがた挨拶にかえさせていただきます。

ありがとうございました。

中村部会長 ありがとうございました。

### 資料説明

#### (1) 水産基本計画の構成

中村部会長 それでは、早速議事に入りたいと思います。

きょうの議題は、これまでの3回の議論を踏まえまして、「水産基本計画の構成」、「水産物の自給率目標について」、「水産施策の方向付けについて」、「沿岸漁業の生産構造の展望について(案)」と、4種類の資料が事務局から提出されております。事務局から一括して説明をしていただいた後で質疑を行うという形で進めてまいりたいと思います。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

今井企画課長 企画課長でございます。本日もよろしく願いいたします。

説明に若干時間がかかりますので、恐縮ですけれども、座って説明をさせていただきます。

す。

水産基本計画につきましては、当企画部会でこれまで3回にわたり御議論いただいてまいりました。先ほど長官の挨拶にもございましたように、これからは最終的な取りまとめ、そして答申ということになっていくわけですので、今回の御審議におきましては、1点といたしまして、これまでの議論につきましてこの段階で改めて整理をし、御確認をいただくということと、2点目といたしましては、自給率目標や生産構造の展望作業につきまして作業が一定程度進みましたので、数値をお示ししながら御議論いただく、そういう方針で今回の四つの資料を用意いたしました。そういうことですので、きょうの資料による説明の中では今までのものと重複する部分もありますので、新たに提案している部分を中心に、ポイントをかいつまんで説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、早速資料1をごらんいただきたいと思います。

資料1は「水産基本計画の構成」でございます。これにつきましては、昨年9月の第1回の企画部会で御議論いただき、作成方針として了承いただいているものでございます。構成につきましては、資料1の2ページ目に基本法の条文もつけてございますけれども、11条の第2項に基本計画の計画事項が4項目定められております。その規定に沿って、第1点といたしましては「水産に関する施策についての基本的な方針」、2点目は「水産物の自給率の目標」、3点目は「水産に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」、4点目は「水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」、こういう4本の柱で基本計画全体を構成していくということでございます。これはきょうの議論に当たりまして再確認の意味で改めて資料を配付させていただきました。

## (2) 水産物の自給率目標について

今井企画課長 続きまして、資料2をごらんいただきたいと思います。資料2は「水産物の自給率目標について」でございます。

水産物の自給率目標につきましては、水産基本計画の一つの大きな核になるものでございまして、これまでも当部会で丁寧な御議論をいただいております。この資料におきましては、これまでの議論を要約しながら、冒頭申し上げましたように数値設定についての作業も進んでおりますので、数値水準についても御議論いただこうということで用意いたしましたものでございます。

まず、1ページの1.ですけれども、「自給率の現状と低下の要因」をまとめてございます。

(1)にありますとおり自給率は近年低下傾向で推移しておりまして、「(参考1)」のグラフにございますように、平成12年には、食用魚介類では53%、海藻類では63%になっているということでございます。

その要因ですけれども、(2)ですが、まず1点は、我が国周辺水域における資源状況の悪化や海外漁場における規制の強化によりまして国内の生産が減少したということ。一方で、ですけれども、国民の水産物需要が、エビやマグロなど、必ずしも国内生産では賅い切れないものへ変化してきたことによりまして輸入が増加した。こういった要因によって低下してきているというふうに分析しております。

「(参考 2)」は水産物の自給率の計算の方式ですけれども、国内消費仕向け量を分母とし、我が国の漁業生産量を分子として計算する。その際、「注 2」にありますけれども、その国内生産量には遠洋漁業の生産量も含まれているということでございます。

「(参考 3)」にお示ししておりますのは、自給率の計算に当たりまして、輸入されるものは頭や内蔵が落とされ、あるいは一定の加工が施されており、通関ベースの数字と国内生産量の数字をごちゃ混ぜにして計算するというのでは変な数字になってしまいますので、一番右にありますように、平成 12 年度でいきますと通関ベースの輸入量は 351 万トンですけれども、それを原魚の形、漁獲時の重量ベースに直した上で、国内生産量と同等のものとして比較できる数字に直した上で計算をしているということで、これも何度かこの場で御説明をしたものでございます。そういったことを 1 ページ目は再整理し、御確認をいただくということでございます。

2 ページ目は「自給率目標の設定方法について」です。これにつきましては、何回かの御議論を経て、前回の部会におきまして合意・了解されたものでございます。

まず、(1)は水産物の自給率目標の設定手順についてです。単に数値のみを掲げることではなく、 にありますとおり、生産面、消費面で関係者が取り組むべき課題をまず明らかにして、 ですが、そういう課題が解決された場合にはどの程度の生産になるのか、どの程度の消費になるのかというものを、生産面におきましては「持続的生産目標」、消費面におきましては「望ましい水産物消費の姿」として設定しまして、それを分母と分子として水産物の自給率目標を示していくということでございます。

(2)は目標年次ですけれども、10 年後の平成 24 年度とするということでございます。

(3)は具体的な自給率目標の示し方についてです。これも何度かここで議論をさせていただきましたが、重量ベースでまずやる。区分につきましては「魚介類」と「海藻類」という区分にする。

ですが、出し方といたしましては、食用、非食用を含めた水産物全体の自給率目標を設定し、その内訳として食用の自給率を示していくということでございます。

は、以上の 、 、 が基本的な自給率の示し方ですけれども、参考といたしまして、食料安全保障の観点といたしますが、不測時における我が国のぎりぎりの水産物の生産力、供給力を示す一つの目安として、我が国の主権的権利が及ぶ 200 海里水域内での漁業生産による自給率の目標を示すということ。

ここまですべてが合意事項であったと思っておりますけれども、本日の資料におきましては、 の後段に書いてありますように、それに加えて、我が国の漁業生産量をすべてを食用に供した場合の自給率の目標も示していったらどうかということを考えておきまして、これについては後ほど説明をさせていただきます。

3 ページですけれども、ここからが「自給率の算出方法について」でございます。

先ほども説明いたしましたように、自給率の算出につきましては、単に数値を掲げることではなくて、課題を明らかにして示していくということですが、その際、漁業生産につきましては漁業生産一本で考えるということではなく、文章にありますとおり、遠洋、沖合、沿岸等の漁業種類ごとに、生産量のすう勢値、関係者の取り組みにより課題の解決がされた場合の目標値(持続的生産目標)を算出しまして、それらを合算して

我が国漁業全体の生産目標を設定するというところでございます。

これまでの生産量の推移や今後の定性的な生産の見込みの方向については前回までに御議論いただきましたけれども、今回はすう勢値と持続的生産目標の大まかな水準を示しております。

まず、アの「遠洋漁業」についてですが、黒の実線の部分が今までたどってきた生産量の推移でございます。平成 11 年（基準年）では 100 万トン割りまして 83 万トンとなっております。これまでのような傾向で推移した場合の平成 24 年のすう勢値といたしましては 71 万トン程度にまで減少すると見込まれるわけですが、持続的生産目標といたしましては、資料の一番下に「持続的生産目標の考え方」ということで四角でくくってあるところがございます。公海漁場の維持・開発を図るとか、二国間の交渉、漁業協力、そういった取り組みで、例えば熱帯インド洋の東部・西部でのカツオや南大西洋西部のイカ、そういうところの漁場開発によってすう勢よりは 5 万～10 万トン程度の増加が見込めるのではないかと。こういう作業をしたということでございます。

同様に、次のページが「沖合漁業」ですけれども、基準年の平成 11 年、沖合漁業による漁獲量は 280 万トン。これが平成 24 年のすう勢値としては 273 万トンということで若干の低下が見込まれます。これについての持続的生産目標といたしましては、一番下のところですが、水産基本法で打ち出しました資源回復計画をはじめとして、漁獲量、漁獲努力量の管理をすることによりまして、すう勢値よりは 65 万～70 万トン程度の増加が見込めるのではないかと。ということでございます。

次の「沿岸漁業」につきましては、平成 11 年（基準年）で 148 万トンですが、24 年には若干低下しまして 141 万トン程度と見込まれます。これの持続的生産目標につきましては、沖合と同様に、一つは漁獲量、漁獲努力量の管理、特に例として書いてありますように、底魚類の資源回復計画に取り組むということと、もう一点は種苗放流の推進という積極的な増殖、そういった取り組みを前提として、すう勢値よりは 25 万～30 万トン程度の増加を見込めるのではないかと。ということでございます。

次の「海面養殖業」につきましては、平成 11 年（基準年）70 万トン。平成 24 年のすう勢もほぼ同水準と見込まれます。これにつきましては、持続的生産目標といたしまして、養殖漁場の改善や疾病の防除、新たな養殖対象魚の導入、こういうことによりましてすう勢より 5 万～10 万トン程度の増加が見込めるのではないかと。ということでございます。

次の「オ 内水面漁業・養殖業」につきましては、基準年 13 万トン、24 年のすう勢値は若干落ちた 12 万程度と見込まれます。これにつきましては、漁場環境の改善や疾病の防除等によりましてすう勢よりは 1 万トン弱の増加を見込むということでございます。

次の 8 ページの「採藻・藻類養殖業」につきましては、基準年 68 万トン、24 年のすう勢値は 65 万トン程度と見込まれるところ、持続的生産目標といたしましては、漁場環境の改善、あるいはワカメ養殖の構造調整対策等によりまして、すう勢値より 2 万トン程度の増加を見込むということでございます。

このような作業でございまして、それを取りまとめたものが 9 ページでございます。ただいま説明したものを全部積み上げまして、魚介類全体といたしましては、基準年であります平成 11 年の漁獲量が 595 万トン、12 年の速報値が 574 万トン、ただいま説明をいたしましたすう勢値といたしましては 568 万トン。ほぼ現状程度ということがすう勢として

見込まれますけれども、これに資源回復計画の実施や積極的な増養殖といった努力を行った場合、平成 24 年度の持続的生産目標としては、右の一番上の段ですが、680 万～ 690 万トン程度と見込めるのではないかと。同様に海藻類につきましては、平成 11 年で 68 万トン、平成 12 年の速報値が 65 万トン、平成 24 年のすう勢値が 65 万トンと見込まれるところが、目標としては若干増加の 67 万トン程度ということになります。

魚介類全体の持続的生産目標の 680 万～ 690 万トンといたしますのは、現状ないしすう勢に比べますと 110 万トン程度の増加ということになります。これは、備考の欄にございますけれども、100 万トン程度の増加ということで非常に大きな増加と受けとめられるかとも思いますが、最近の漁獲量の経年の推移を示しております。これを見ていただいてもおわかりのとおり、平成 7 年、8 年、9 年あたりは 670 万トン水準の漁獲がありましたので、こういった政策努力を行っていけばそれほど過大なものではないのではないかと考えております。

10 ページが、今度は分母の水産物の消費面の見込みの作業でございます。これも今の生産面と同様に食用魚介類、海藻類等の水産物の種類ごとに、消費のすう勢と取り組みによる目標値ということで設定作業を行いました。

まず、アの「食用魚介類」です。グラフの下の方ですが、これが 1 人 1 年当たりの純食料。純食料というのは可食部分ということでございます。これは平成 11 年の基準年で 35.9 キログラム。1 人 1 年当たり 35.9 キログラムということでございまして、1 人 1 日当たり可食部分 100 グラムが供給されているということでございます。すう勢といたしましてはほぼ横ばいで推移するというので、平成 24 年で 36.9 キログラムと見込んでおります。これに人口を掛け合わせまして、日本トータルの食用仕向け量といたしましては、基準年 831 万トン、それがすう勢といたしまして平成 24 年には 848 万トンと見込まれます。

それに対しまして「望ましい消費の考え方」、下のところですが、食用魚介類のすぐれた栄養特性を理解した上で食生活における適正な栄養バランスの実現を図っていただくということが基本ですが、その際に、最近では、これは食料全体の課題でもございますが、廃棄や食べ残しが非常に多くなっておりまして、それが一つの問題になっておりますので、それを 5 % ぐらい削減していくということで平成 24 年の消費の姿を描いております。これは 2 年前の食料・農業・農村基本計画における食料自給率目標を設定した際の統一的な方針でございましたので、今回の水産物の自給率目標の水産物消費の見込みにおきましても同様な考え方を踏襲したということでございます。そういうことですう勢値より 40 万トン程度の減を見込んでおります。

次のページの「イ 非食用魚介類」でございます。これは飼肥料用の魚粉等に仕向けられるものですが、基準年 235 万トン、すう勢といたしましてもほぼ同水準が見込まれます。これにつきましては、養殖生産における残餌が海を汚すという面もありますので、環境に対する負荷の低減の一環といたしまして残餌の削減を食料と同様に 5 % 見込んで、トータルとしてはすう勢よりも 5 万トン程度の減少を見込むということでございます。

次の「海藻類」につきましては、食用魚介類と同じような考え方で、1 人 1 年当たりの純食料のすう勢を出した上で国内消費仕向け量全体のすう勢を出すということで、基準年 1 人 1 年当たり 1.5 キログラムが若干低下して 1.4 キログラム程度。それを国内全体に引き伸ばしてみますと、基準年である平成 11 年に 112 万トン程度のものが平成 24 年には

102 万トン程度になると見込まれます。これもむだの削減ということで 5 % 程度の削減を見込みまして、すう勢より 5 万 ~ 6 万トン程度の減少を見込むということでございます。

以上の消費の結果を示したものが 13 ページでございます。ここにありましており、我が国の魚介類についての総需要は 1,080 万トン程度でございます。そのうちの 75 % ぐらいが食用に仕向けられているということで、1,080 万トン程度のうちの 850 万トン程度が現状で供給されており、かつ、平成 24 年のすう勢もそのように見込まれます。それが、先ほど言いましたようにむだの削減等に取り組むということで、平成 24 年の姿といたしましてはそれぞれ 1,040 万トン、810 万トンということで置いてございます。

これが分子に当たる生産量の見込み、分母の消費量の見込みでございまして、次のページの「水産物の自給率の目標（設定のイメージ）」ですけれども、「魚介類」のところにおきましては、今申し上げました数字を分母とし、国内生産量を分子とし、これから自給率を計算していくということでございます。

冒頭申し上げましたように、食用の自給率は平成 11 年に 55 だったものが平成 12 年の速報で 53 になっておりますけれども、本日は、国内生産量が 680 万から 690 万ということで幅を持っていることから平成 24 年の目標値は空欄にしておりますが、これで計算してみますと 65 ~ 66 % ぐらいになるということが見込まれます。

同様に海藻類につきましては、基準年 61 %、速報値平成 12 年で 63 % の自給率が、今御説明しましたような国内消費仕向け量と国内生産量の平成 24 年の見込みを前提にいたしますと、70 % ぐらいの自給率の向上目標になるということでございます。

なお、これに関連いたしましては、次の 15 ページに「食料自給率の目標（食料・農業・農村基本計画）」が載せてございます。これは、2 年前に食料・農業・農村基本法に基づきまして食料全体の自給率の目標を設定した際に、水産物も当然食料の一環ですので、参考値として魚介類、海藻類の自給率の目標が示されているものを再掲したものです。ここにおきましては、食用の自給率、平成 22 年度目標ですが、66 % とされております。

水産基本法でも 2 年前につくりました食料・農業・農村基本計画の自給率との調和を保つ必要があるという規定が置かれておりまして、目標年次が平成 22 年と 24 年ということで 2 年間ずれているわけですけれども、今申し上げましたように 65 ~ 66 % と見込まれまして、2 年前に参考値として出されました目標とほぼ同水準になると見込まれますので、両者の調和は確保されるのではないかと考えております。

なお、本日御議論いただいた上で、数字はさらに精査いたしまして、次回には具体的な数字でもう一度御説明をしたいと思っております。

14 ページに戻っていただきまして、自給率の設定の仕方のところで後で説明しますと言ったことですが、(参考 1) は、これまでも御議論いただき合意をいただいている 200 海里水域内の漁業生産による水産物の自給率ですが、今回新しく追加的に提案しておりますのが、(参考 2) にありますように、「我が国の漁業生産量全てを食用に供した場合の自給率」を出してみたらどうかということでございます。

先ほども見ていただきましたけれども、15 ページの食料・農業・農村基本計画の自給率目標におきましては、「うち、食用」と書いてあります。平成 22 年の目標でいきますと 77 という数字が掲げられております。これにつきましてはこの部会でも御議論いただいたわ



けですけれども、77 という数字は、我が国の漁業生産による魚介類につきましては食用に仕向けられるものと非食用に仕向けられるものがあるわけですが、結果として非食用に仕向けられているものであっても、いざというときにはそれは食用に仕向け得るものであるということを踏まえまして、いわば食用への潜在供給力として、全部食用に供した場合の自給の度合いとして示されていたものでございます。今回はそういうことではなくて、食用だけではなくて、非食用も含めたトータルの自給率目標をつくらうということで作業を進めましたけれども、こういう数字が食料・農業・農村基本計画において書かれていることも考え合わせまして、今回におきましては、200 海里水域内の漁業生産による水産物の自給率だけではなくて、すべて食用に供した場合の自給率というものも、不測の事態における我が国の食用水産物供給力を示す一つの指標とも考えられますので、「(参考 2)」としてこういうものを掲げたらどうかと考えた次第でございます。

以上が資料 2 でございます。

### (3) 水産施策の方向付けについて

今井企画課長 続きまして、資料 3 の御説明をさせていただきたいと思っております。「水産施策の方向付けについて」でございます。これも、冒頭の全体の構成で申し上げましたように、水産基本計画において自給率目標と並んで核となるものでございます。

作成の方針といたしましては、1. に書いてございますが、水産基本法に定める基本的施策の方向づけに関する規定に沿って、施策の各分野ごとに、今後 10 年程度を見通して講ずべき施策の内容を体系的に記載していきたいということでございます。

これに関連いたしましては、前回の部会で「水産施策の現状と今後の展開方向」という横長の分厚い資料を御提出しまして、現在どういう水産施策が講じられているかということと、その施策にはどういう課題があり、それを踏まえてこれからどういうふうに施策を転換していくのだという構成で、基本法の条文に沿って施策の現状と展開方向を概観していただきました。今回の資料では、前回御説明いたしました資料のうちの施策の展開方向の部分を中心に今後の施策の方向について整理をしたものでございます。本日の資料は、見ていただいたとおり、まだ体言どめになっているように、あくまでもポイントを列記したものでありまして、最終的にはこれを肉づけして文章の形で整理をしていくということでございます。

中身ですけれども、「2. ポイント」の「(1) 水産物の安定供給の確保に関する施策」ということで整理をしておりますが、きょうは「水産基本法のあらまし」というパンフレットをお手元にお配りしてございます。このパンフレットの 6 ページから水産基本法の条文が全部載せてございます。そのうち 8 ページの第 2 節からが基本法における施策の方向づけの規定になっておりますけれども、「(1) 水産物の安定供給の確保に関する施策」というのは基本法の第 2 節の名称そのものでございまして、一つ目の丸の「食料である水産物の安定供給の確保」というのは、条文の第 12 条に基づく施策内容としてどういうものを講じていくかということでございます。基本法の条文は非常に抽象度が高いわけですが、それを極力施策の中身がわかるように具体化するということで、今後 10 年程度を見込んで講じていく施策を記述し取りまとめていくということでございます。

時間の関係もありますので一つ一つは御説明できませんけれども、2 ページの「(2) 水産業の健全な発展に関する施策」といいますのは、条文では 21 条、パンフレットでは 10 ページの一番上のところが 21 条ですけれども、そういうふうに各条文に即して整理をしていくということでございます。

なお、これにつきましては、冒頭の「方針」にも記述してございますとおり 10 年程度を見通した施策ということでございます、来年の予算の裏づけがある施策を記述するわけではありませんので、若干抽象的にならざるを得ない面がありますけれども、可能な限り具体的なイメージがわくように、このポイントを肉づけして最終的な基本計画の施策の方向づけの部分を作成していきたいと考えております。

#### (4) 沿岸漁業の生産構造の展望について(案)

今井企画課長 続きまして、資料 4 の説明に移らせていただきたいと思います。

横長の資料になっていて見づらくて恐縮ですけれども、資料 4 は「沿岸漁業の生産構造の展望について(案)」でございます。これにつきましては前回の当企画部会で作業の方針を御説明いたしました、試算結果が出ましたので、本日はその数字も紹介した上で御議論いただきたいと思いますと考えております。

沿岸漁業の生産構造の展望自体は基本計画の計画事項として基本法に規定されているわけではございませんけれども、この作業の趣旨といたしましては、「1 基本的な考え方」の(2)に書いてありますように、漁業経営を営んでいる方にとっては、水産基本計画の策定、特に水産物の自給率目標の設定によりまして、将来の、具体的には平成 24 年の我が国全体の漁業生産量の見通しが示されることとなります。それは一つの重要な指針になるわけですけれども、経営者にとって、それに加えまして、その自給率目標で示された将来見込まれる生産を担う経営体数がどうなるのだ、漁業就業者の数がどうなるのだという生産構造の姿が展望できれば、より一層身近な経営の指針となって意義があるのではないかと。そういうことで、我が国の漁業構造の大宗をなす沿岸漁業につきまして、漁業生産を担うべき将来の生産構造の姿を明らかにするということで作業を進めてきたものでございます。

(3)ですけれども、この展望作業におきましては、まず、自給率目標と合わせるという意味で 10 年程度先の姿を見通したということでございます。その際に、 ですが、全体の経営体数がどうなるか、就業者数がどうなるかということに加えまして、漁業生産の主要な担い手たる主業的な漁家の位置づけ。これは後ほど説明しますが、「主業的な漁家」というのは、専業及び第一種兼業漁家のうち基幹的漁業従事者が 65 歳未満の漁家ですけれども、そういった主業的な漁家の位置づけも明らかにしていくということと、もう一点は、

ですが、現状の減少傾向が 10 年間推移していった場合のいわば自然体の 10 年程度先の姿だけではなくて、資源回復等による漁業生産の増大が実現した際に望まれる、いわば政策努力を加味した生産構造の姿についても明らかにしていくということで作業を進めたということでございます。

今申し上げましたように、タイトルもそうなのですが、これは沿岸漁業の生産構造の展望でございます。(4)にありますとおり、前回も作業方針で御説明いたしましたけれ

ども、沖合・遠洋漁業につきましては、これらは許可漁業として営まれておりますので、基本的には経営体の数は許可の発給によって決まるといったように、沿岸漁業とは異なる事情があります。また、本年は8月に指定漁業の一斉更新も予定されておりますので、沖合・遠洋漁業につきましては、指定漁業についての一斉更新により許認可の隻数が固まった以降に検討してはどうかと考えております。

2 ページ目、3 ページ目に試算の結果ないし試算の作業の様子を記述しておりますけれども、4 ページが試算の結果の総括表になっておりますので、ここをごらんいただきたいと思っております。

この展望作業は経営体と就業者数について行ったものですが、まず、すう勢値です。やり方ですが、人口や就業者数についての一般的な将来予測を行う際に用いるコーホート分析手法というものがあつて、これは現在の減少なり増加のテンポが継続していった場合に想定される将来の姿を出していくというやり方ですが、そういった手法によりましてすう勢値を出したということです。

試算結果のすう勢値ですが、経営体につきましては、現在、左側の「平成 12 年」の欄を見ていただきますと、沿岸漁業全体で 14 万の経営体がございます。そのうち主業的漁家 - 先ほど申し上げましたように、専業または第一種兼業で 65 歳未満の基幹的漁業従事者のいる漁家ということですが、主業的漁家が 6 万でございます。現在の減少のテンポがそのまま続いていった場合には、平成 24 年には全体の経営体が 6 万 5,000、うち主業的漁家が 3 万程度になるというふうに見込まれます。

就業者のすう勢につきましては右の方ですが、現在沿岸漁業全体で 22 万人の従事者がおります。そのうち 65 歳未満の従事者が 14 万 5,000 人です。今のテンポが継続した場合には、平成 24 年には全体の従事者が 10 万 7,000 人、うち 65 歳未満の従事者が 7 万 7,000 人程度になると見込まれるということでございます。これがすう勢の試算でございます。ですからこれが自然体の姿ということかと思っております。

これに対しまして政策努力を加味したものとしまして展望値というものも出してございます。先ほども自給率のところでも御説明いたしましたけれども、沿岸漁業では、魚介類、海藻、養殖も含んだものでいきますと現在 280 万トン程度の漁獲量があります。平成 24 年には、先ほどの自給率の将来見通しでいきますとそれが 320 万トン程度に増大されるということになっております。また、国民への水産物の安定供給ということを考えれば、なるべく経営体としては若い従事者がいるしっかりとした担い手である主業的漁家の割合を高めていくことが適切ではないかという考え方に基きまして、左側の「経営体数」のところの「うち、主業的漁家」のところにパーセントが書いてございますが、現在、14 万経営体のうちの 6 万ということで主業的漁家の割合は 43 %になっておりますけれども、これを平成 24 年の時点においては、せめて半分ぐらいは主業的漁家で担われるようにしていきたいということで、経営体数については 7 万、主業的漁家をその半数の 3 万 5,000 とすることを目標といたしまして、それを実現するためには、右の方の就業者数につきましては、要は 65 歳未満の若い就業者を増大させていかなければいけませんので、新規就業対策の強化等の政策努力を見込んだ上で、全体 11 万 5,000 人の従事者のうち 8 万 5,000 人を 65 歳未満の従事者として確保していく。そういうことを目指して政策努力をしていくという試算の結果でございます。

かいつまんで説明いたしましたのでわかりづらい点があったかもしれませんが、私からの説明は以上でございます。

中村部会長 ありがとうございます。

#### 質疑・討議

中村部会長 それでは、ただいまの説明に対しまして御質問、御意見等をこれから伺ってまいりたいと思います。

御発言をいただきたいと思いますが、資料が四つありまして、一度にというのもやりにくいと思いますので、少しずつ区切って御質問、御意見をいただきたいと思うのですが、資料1は、先ほどもありましたように去年の9月に了承した計画の構成でございます。もちろん、今改めて聞きたいとか、御疑問があれば触れていただくのは一向に構わないのですが、これは了承済みということで、とりあえず資料1と2ですね。自給率目標について。この項目についてまず御質問、御意見を伺って、次に3、4というふうに区切っていってはどうかと思います。

それでは、今のことをお含みの上、御質問、御意見をちょうだいしたいと思います。どなたからでも結構でございます。

小野さん、どうぞ。

小野委員 これは基準年からのすう勢値というか、持続的生産目標となっているんですが、すう勢値というのはどのようにして出しているんでしょうか。「すう勢値の考え方」というので定性的なことは書いてあるんですが、それが定量的に、例えば遠洋漁業ですと平成11年では83万トンだが71万トンになる。それぞれ漁業部門別になっているんですが、すう勢値の数字を出す考え方を説明していただければと思います。

今井企画課長 若干説明が雑だったかもしれませんが、それぞれについて言えることですが、例えば遠洋漁業でいきますと、遠洋漁業一本で基準年83万トンというものをまっすぐ71万トンに引っ張っているということではございませんで、遠洋漁業の中には遠洋底びき網漁業、以西底びき、いか釣り、まぐろはえ縄、そういう漁業種類がございます。遠洋漁業の内訳を漁業種類ごとにまずばらして試算をしているということですが、基本的な考え方といたしましては、平成2年から基準年の平成11年までの10年間の実績をもとにしまして、いわゆる近似曲線みたいなものが描けるものは傾向値としてそれを伸ばしまして、物によってはじぐざぐしておりまして統計的な傾向値として出ないものもございますので、それは10年間の平均値をとるとというようなものを合わせたものが結果として71万トンになっているということでございます。図示の仕方が若干誤解を招くような、このまま引っ張ったかのように見えてしまいますけれども、このすう勢値の71万トンといいますが、そういうものを積み上げたものとして出されているということでございます。

この程度の説明でよろしいでしょうか。

小野委員 そうすると簡単に言うと、漁業種類ごとに、あるいは養殖なら養殖種類ごとに、業種ごとに積み上げていって、それを合計したものだということですね。

今井企画課長 はい。

小野委員 わかりました。

中村部会長 すう勢値はそういうことだそうでございます。

どうぞ。

増田委員 今の御質問に関連するんですが、すう勢値にあわせまして「持続的生産目標の考え方」ということで、業種ごとに何万トン程度ふやすとか減らすとかいうことですが、すう勢値に基づいて、ふやすトン数というのはどういうふうに出されたのか。パーセンテージで言いますと、すう勢値に対して、遠洋漁業は5万トンから10万トンといいますと7～14%ぐらいですか。沖合漁業ですとすう勢値に対して24～26%、沿岸ですと18～21%というふうなパーセンテージ的に開きがあるような気がするんですが、その辺御説明をお願いいたします。

今井企画課長 持続的生産目標の考え方ですけれども、これにつきましても大ざっぱに見込んでいるということではございませんで、それぞれについて積み上げて計算をしております。ですから、今、増田委員からパーセントで見るとかなりばらつきがあるという御指摘がありましたけれども、それは積み上げの結果として漁業種類ごとにばらつきが出ているということでございます。

説明をし忘れましたが、この部会が発足する際には御説明したかと思いますが、海洋水産資源開発促進法という法律がございまして、この法律におきましては、農林水産大臣が5年ごとに増養殖の推進によって将来何万トンぐらい生産の増大を見込むのだ、または海外の漁場開発をすることによって将来何万トン程度の増大を見込むのだということの内容とします基本方針を策定する枠組みがございまして、ちょうどその開発基本方針の改定の時期に基本計画の策定の時期が合っております。現在、水産政策審議会の資源管理分科会にそういった作業をするチームが別途ございまして作業が進んでおります。

今回お示ししている「持続的生産目標の考え方」というところで、この内訳としましては海外漁場の開発がどれくらい見込めるかということを出しているわけですが、資源管理分科会のもとに置かれております委員会で検討されているもの、有識者が集まって検討していただいているわけですが、その検討状況を踏まえて、この増大見込みというものを見込んでいるということでございます。

結果といたしまして、例えば御関心の遠洋漁業の増大見込みにつきましては、規制が非常にきつくなっているということと、もはや新しく漁場開発をするところも非常に狭まっているものですから、遠洋漁業についての持続的生産目標は非常に小さなものにならざるを得ないというのが結果ということかと思えます。

中村部会長 中村さん、どうぞ。

中村(晃)委員 我が国の漁業生産量すべてを食用に供した場合の自給率という考え方は今回新しく出てきたと思うので、念のため確認をしておきたいんですが、魚介類で「(輸入の非食用魚介類を除く)」というのは、これは分母からということですね。

今井企画課長 そうです。そういう意味で、括弧の書き方が若干不正確かもしれませんが。

中村(晃)委員 そうしますと分子の数字は、当然国内生産量だから574万トンということですよ、12年で考えれば。

今井企画課長 そうです。

中村（晃）委員 分母が1ページに書いてある851万トンと考えていいわけですね。輸入の非食用を除くんだから。

今井企画課長 はい。

中村（晃）委員 したがって851万トンですよ。

今井企画課長 851万トンというのはどの……。

中村（晃）委員 1ページ目の食用分の自給率を出している分母。

今井企画課長 1ページ目の数字を見ていただく方がわかりやすいのですが、食用全部というものは、分母は国産の453万トンと輸入の425万トンと国産の121万トン。

中村（晃）委員 国産の121万トンというのは。

今井企画課長 国産非食用121万トンというものを分母に置きまして、分子には574万トン全部を。要は、食用自給率のときには国産の574万トンのうちの453万トンしか分子には入れていないわけです。それを全部食べた場合のということですので、分子には国内生産量574万トンを置くということなんです。食用魚介類のときには453万トンを置いているということですが、おわかりいただけましたでしょうか。

中村（晃）委員 そうすると分母には国産の121万トンの非食用分は入るといことですね。

今井企画課長 入ります。

中村（晃）委員 わかりました。

中村部会長 植村さん、どうぞ。

植村委員 自給率の算出についてはきめ細かな積算を採用されておりまして、非常に妥当性が高いのではないかと思います。そういう中で、数値が漁業という特殊な状況の中で行われているわけですから、資源の安定生産というのが非常に大きな意味を持つてくるのではないかと。生産向上という中で担い手とか後継者対策が言われておりますが、こういった中で資源の安定、持続可能性というものが非常に重要だということが先ほど水産庁の中でも説明がされました。資源を持続安定生産させるということにこの考え方が根をおろしているということについては同感でございます。そういう中で自給率というものが非常に安定していくであろう。そういうことでございますので妥当かと思えます。

ただ、この中で沖合漁業の生産高、沿岸漁業の生産高というのがあるんですが、沖合漁業の生産高は業種別に区分しているものですか。あるいは距岸、いわゆる何マイルとかいうことがあって、そのような仕分けのための原点になっているのはどういう考え方になっているか説明をしていただければと思います。

今井企画課長 ここで用いております遠洋、沖合、沿岸の区分は統計上の区分によってあります。統計上の区分でいきますと、沿岸漁業につきましては10トン未満の漁船によるものというのが、そのほかに定置だとか、そういうものがありますけれども、そういうものが沿岸漁業の中に区分されます。

一方で遠洋漁業というのは、これは距離ではございませんで、漁業種類ごとに遠洋漁業として統計上は区分するというふうになっておりまして、例えば、先ほども言いましたけれども、遠洋いか釣りだとか、まぐろはえ縄だとか、そういう漁業種類で遠洋漁業の範囲が決まっております。

沖合漁業というのは、統計上は沿岸と遠洋を除いたものが沖合漁業ということになって

いるということでございまして、今、植村会長から御指摘があったことにそのままお答えするとすれば、沿岸からの距離だとか、そういうもので決まっているものではなくて、結果としては沿岸からはじかれ、遠洋からはじかれたものということですから、そういう漁業種類が沖合漁業としてこの中にカウントされているということでございます。

植村委員 そういふことがあるとすれば、データの的には沖合漁業というのは非常に高いデータが出ているということです。もちろん沿岸は海面漁業あるいはいわゆる採藻、藻類の養殖業とか合わせて足すと大変高い数字になりますかね。

ただ、我々一般国民が沿岸といえ、やはりまさに沿岸ではないか。こういう感覚がありますので、そんなに低かったのか、140万トン程度かということに比して沖合は270万トン。しかし、これは現状恐らく、具体的内容をまだ聞いておりませんが、例えば沿岸10トン未満であれ、さらには10トン以上、言ってみればほかの大型漁法、強力漁法による水揚げというものが沿岸域に相当入り込んでいるということなどが、いわゆる多獲性魚種ないしは、最近では高級魚の魚種もそれらによって捕獲されている。こういうものがこういう公式の場においては国民がイメージする「沖合」ということではない、「沿岸」からかなり漁獲されている数値じゃないかというふうに思うんです。

そういうことで言うと、沿岸漁獲と沖合の漁獲のイメージが重なってしまって、正式な今後の資源管理とか持続可能な漁獲の向上というものを見ると、非常に戸惑いが生ずるような気がするんです。その辺は、完全に具体的でなくてもいいんですが、私が今申し上げているような内容で沿岸からもかなりのものが漁獲されておると想定してよろしいんでしょうか。

今井企画課長 今回の作業につきましては、まず魚介類と海藻を分けるというのがありまして、魚介類の中も、養殖と養殖でないもの、養殖も区分するというにしましたものですから、今、会長からお話がありましたとおり、通常「沿岸漁業」と言われているものが三つに分割されまして、魚介類の養殖と魚介類の養殖以外のもの、あとは海藻の生産というものに分かれておりますので、確かに言われるとおりの一つ一つを見ると小さいように見えてしまいますけれども、作業としてはこういうふうに分けてやったということでございまして、これを対外的に説明していく際には、今、会長が言われましたように、通常「沿岸漁業」としてとらえたときの生産量もわかるような工夫をして示していきたいと思いません。

ちなみに、11年の時点での我が国の漁業生産量 - 魚介類も海藻類も含めた、いわゆる漁業生産量は663万トンでした。そのうちの沿岸漁業、今言った三つのものを全部合わせたものは、沿岸漁業が占めている数量は286万トン。これは全漁獲量の43%を占めておりまして、こういうくりでいきますと、沖合漁業よりたしか1ポイントぐらい沿岸漁業の方が既に大きくなっております。あとは、平成11年時点での我が国の漁業生産額は大体2兆円でございます。その時点でのいわゆる沿岸漁業の漁業生産額は1兆1,000億円ということで、全体の漁獲金額の57%を占めているということでございまして、端的に言えば、沖合の方は多獲性魚ですから量は多くても単価は安いということもありまして、量では43%だけれども金額が57%を占めるというのが我が国沿岸漁業全体についての位置づけでございますので、今私が申し上げたようなことがちゃんと国民から見てもわかりやすい格好で示せるように、この作業とは別に、自給率目標なりが定まった上は広報など

の際に注意はしていくつもりですので、御了解いただきたいと思います。

植村委員 課長の答弁でほぼ理解できると思います。ただ、先ほど申し上げたように、沖合の多獲性の漁法というのは、トロールにしても、まき網にしても、そういう視点で許可をなされてきたものが、最近では沿岸の高級魚と言われるイカとかそういうものはTACの中でも非常にウエイトが高くなって、本来許可の際には、こういう魚種は混獲してはならないという沿岸域の魚種も、今はそちらの方にウエイトが置かれている。例えば養殖放流しているサケの混獲とか。そういうものが金になるものですから、そちらの方にウエイトが置かれているとかね。ですから課長がおっしゃるように、沿岸の水揚げ高は本当はもっとあるんだよという我々の認識なんだよね。ですから努めて、今、課長が理解を示されているような方向で実態的に数値を出していくということは国民の理解を得る上で大切じゃないかと思いますので、よろしく願いをいたします。

中村部会長 小野委員。

小野委員 8 ページの採藻・藻類。特に藻類というのはノリのことなんですけれど、水産物の場合は事実上ほとんど自由化が進んでいまして、余り輸入の規制というのはやっていないわけですが、唯一の例外だと私は思うんですが、ノリについては事実上制度的にかなり抑えていると思うんです。ワカメも一部そうですけれども。そうしますと、ノリの場合、私の念頭にあるのは中国ですけれども、自由化のすう勢というのは非常に強いですから、かなり輸入物が入ってくるということを考えなきゃいけないんじゃないかと思うんです。今のような規制を 10 年後も続けていくのは難しいんじゃないかと思うので、そうすると国内生産として、可能性としては、あるいは潜在力としてはこれだけあるとしても、それを実現するのは難しいんじゃないかという感じがするんですが、いかがでしょうか。

中村部会長 輸入の影響ですね。

今井企画課長 今御指摘のあった点につきましては、具体的には、輸入の関係でいきますとIQ制度があるわけですけれども、WTOも立ち上がって、そういうことも含めた議論がこれからなされていくわけですが、こういった将来の自給率の目標や漁業生産量の見込みをする際には、10年の途中でベースとなる制度ががらっと変わるとか、そういうことを見込みますと切りがなくなりますので、個別にノリの問題だけでなくすべてそうなので、基本的には今ある制度はずっと続くのだという前提でやっているということでございますので、御了解をいただきたいと思います。

小野委員 わかりました。

中村部会長 足立委員。

足立委員 質問ではなくて、むしろ出てきた数値に対する支持を別の面からしたいと思えますけれど、13 ページの水産物消費の姿の総括的な数値で、国民 1 人 1 年当たり 35.1 キログラムという数字が出されているんですが、これは生活者の日常的な食べる行動から見ると 100 グラム弱で、廃棄の問題とかいろいろ含まっていますけれども、そうすると 1 日 1 回はしっかり魚料理を食べましょうという、そのサイズにかなりいい線いきますので、これ以上上げていただいても困るし、これ以上多くなるとまた難しいかなという感じがして、案外いい線が出てきているんじゃないかなと。感想ですけれども。そのときに、廃棄や食べ残しについての具体的な科学的根拠とか、それに基づいた普及だとかというのが当然



伴うとは思いますが、案外いい数値じゃないかと思えます。

以上です。

中村部会長 では、矢野委員、どうぞ。

矢野委員 自給率の出し方につきましては相当きめ細かくやっていたらっしゃると思うんですけども、ちょっと疑問に感じたところを。

資料4で、平成24年度には漁家、漁業従事者数ともほぼ半分になってしまうというショッキングなデータ、予想を教えてくださいましては、自給率目標に掲げている生産量については、漁家、漁業者数の減少、本当に半減するというのを織り込んだ上で生産量を出していらっしゃるのかどうか心配です。

中村部会長 要するにそれだけ減少した漁家、担い手で生産がこれだけ若干でもふえるのかということですよ。

今井企画課長 自給率の目標の設定作業、将来の漁獲量をどういうふうに見込めるのかという作業の中で、担い手の将来の数がこうなるからここまではいけるとか、いけないとか、そういったことは前提とせずに、我が国の生産力としてどれぐらいが見込めるかということをやっておりますが、きょう通しで説明して、生産の構造の見通しとしては半減程度になる。一方で生産の方は現状以上に拡大するということですので、1人当たりの漁獲量を数字として出せば2.数倍になるということでございます。

これにつきましては、漁業の生産力といいますのは、漁業者の数よりも、漁船の漁獲能力、例えば漁船の大きさですとか、どのくらい高度な漁業装備を有しているだとか、そちらに依存する度合いが高いと考えられますので、漁業者の数が減少したからといって直ちに漁獲量が例えば半減するという関係にはないと考えられます。かつ、実はこういう構造の展望ができた段階で、きょう御出席の植村会長にも、こんな感じですけども果たして半減した水準で漁獲ができるものなのですかということも聞いていただいておりますけれども、後で会長からも何か言っていただけるとありがたいと思っておりますが、会長からは十分そういうことは平気なんだというコメントもいただいたものですから、我々としては、数としてはそういうことになりましては、十分それはとれるものだというふうを考えて、きょうは提出しております。

矢野委員 そうしましたら、実際にこれを作成されるときに、その点の説明内容もぜひ入れていただきたいと思えます。

今井企画課長 はい。

中村部会長 高柳さん、どうぞ。

高柳特別委員 私も矢野委員の御質問と同じ疑問を持ったんですけども、資料2の9ページの数字を横でいろいろ比較してみますと、自給率だけの数字を追いかけるのなら、問題は沖合漁業と沿岸漁業ということになるんだと思うんです。

今の就業者数のところで疑問を持ったのは、この数字を考えると、漁船とか、人当たりとか、そういうことに対する過去の生産性、将来の生産性の伸びみたいなことが入らないと難しいんじゃないかなと。恐らく同じようなお考えだったと思えますけれども、そういう疑問を一つ持ちました。

それと同時に、今の9ページの12年度の数字と持続的目標の数字を比較してみますと、沖合漁業が81万トン上がり、沿岸漁業が24万トンということで、すう勢を見ながらとお

っしゃいしましたが、グラフをかくとこういうことになるんでしょうけれど、遠洋漁業を除いて全部が多かれ少なかれ右肩上がりということでもよろしいんでしょうか。

それから、さっき魚種別にという御説明がございましたけれども、魚種別に見たときに、資源をふやすために持続的目標を右肩下がりにする魚種があるのかどうかということですね。

それから、確かに政策その他は盛り込みにくいと思いますけれども、例えばある漁法を禁止するとか、漁船のトン数を制限するとか、それが入ってこないと資源がふえてこないということも考えられますので、そういうところが将来の具体的な現場での施策に痛みの伴うところだと思います。そのあたりは意見もたんさんあるところでしょうから、痛みの伴うところはできるだけ早く表に出す、こういうことを考えています、ということは言った方がいいんじゃないかと思います。

それから就業人数について思いますのは、資源がふえてくれば豊かな海ということで若者が海に戻るといふことがあるのかどうかですね。もしそういうことがあるのであれば、こういう面での情報開示とか、こういう施策をやっとうなりますといふことは、就業者対策には重要なことじゃないかといふことで、いろいろな問題が関係してこの議論は進むのではないかと思います。

以上です。

中村部会長 まず、みんな多少とも右肩上がりでもいいのか。一つか二つぐらい右肩下りの魚種がないのか、あるのかという話ですが。

今井企画課長 きょうお示しましたグラフは、冒頭でも申し上げましたけれども、11年、12年の数字は実績値です。すう勢値は、先ほども言いましたように、いろいろなものの積み上げとして出したものをただ線をつないでいるから、ただ上がっているように見えるのですが、例えば資料の4ページでいきますと、沖合漁業。5ページにもありますけれども、10年後の持続的生産目標の見込みに当たりまして、漁獲量、漁獲努力量の管理でサバの資源回復計画。次のページにも底魚類の資源回復計画というものがありますけれども、資源回復計画に取り組んでいくことを前提にして10年後の目標値を設定しているということでございます。

「資源回復計画」という言葉だけで書いていますからあれですけども、資源回復計画というのは具体的に何をするかといひますれば、資源の状態が悪いので、あるときには減船をしましょう、あるときには休漁をしましょう、あるときには網目をもう少し大きなものにしましょうといった、資源をより残していくための、高柳委員の言葉をかりれば、まさに漁業者にとっては血が出るような取り組みをした上で10年後の資源量の増大を見込んでいるということでございますので、10年後の結果としては上がっておりますけれども、途中は休漁や減船がありますから、観念的には今よりも一たん下がって、そういう取り組みをした効果として10年後には今よりは上がっていくということでございますので、すべてのものについて行け行けどんどんで今からすぐには上がっていくんだということになっているわけではないということでございます。

2点目の就業者数と資源との関係でございますけれども、我々、全体の漁獲量の見通しと構造の見通しをあわせて考えたときには、御指摘のように、すう勢としては経営体も就業者も減っていくのかもしれませんが、展望値をお示しましたように、将来的には減少する中

で若い就業者をより確保していきたいと考えているわけですが、資源の回復によって漁獲量の増大が現実のものとして見えてくれば、高柳委員がおっしゃったように、新規就業者の確保にはずみがついて、よりよい方向に循環が始まるのではないかと、そんな絵は描いております。

中村部会長 よろしいですか。

高柳特別委員 はい。

中村部会長 川合委員、どうぞ。

川合委員 今のお話と関連するんですけど、9ページのところです。24年のすう勢は総じて基準年に比べると下がっているんですね。それに対して目標がかなり上がっているということですが、上がる理由はそれぞれにかなり説明しないと、意欲目標ということでしょうけれども、もちろん意欲だけではないので、いろいろな施策を講じてということでしょうけれども、そこがかなりギャップがあるという感じが、これを見るといたします。

もう一つ、これは基本的な話なんですけど、さっきの非食用、食用というところの、この前もお話があった200海里の自給率というのは、単純に遠洋漁業を除いた数字というふうを考えればいいですね。

今井企画課長 そうです。

川合委員 もう一つは、例えば沖合の中で資源変動。マイワシがこのころに戻ってくるかどうかというようなことがよくわからないんですけど、それはすう勢の方なのか目標の方なのかわからないんですけど、人為的でない要素は入っているんでしょうか。それをお伺いしたいんです。

今井企画課長 最初に、今御指摘のあった自然変動の件でございますけれども、マイワシだけで見ますと、ピーク時には450万トンくらい漁獲があったものが平成12年には15万トンまで落ちております。これはいろいろな要因で落ちているのでしょけれども、御指摘のように自然変動要因が一番大きいのではないかと思います。ただ、自然変動要因ですから、非常に急激に減少したように、またパーッと上がることも考えられるわけですが、そういうことを見込みますと将来のすう勢見込みや持続的生産見込みが変なものになってしまいますので、自然変動要因で漁獲が上がるという要素は、今回のすう勢の見込みの中でも、持続的生産量の見込みの中でもやっておりません。

むしろマイワシにつきましては、63年に550万トンであったものが12年に15万トンまで落ちておまして、なかなか増加の要因というものも見込めませんので、実は24年のすう勢値は、これがさらに半減する、15万トンが7万~8万トンまで落ちていくというものを見込んでおります。

ただ、ピークから見れば漁獲量は今半減状態になっておりますけれども、その大宗はマイワシの減少によっていたわけで、マイワシが15万トンまで漁獲量が落ちています。これからすう勢として将来を見込んだとしても、マイワシは15万トンしかありません。ゼロになると見込んで15万トンしか減少が見込めませんから、12年と24年のすう勢値の幅が非常に小さいことになっているのは、今までの減少の大宗を占めていたマイワシについて、もはやこれ以上下がることを見込める材料が見当たりませんし、マイワシとか、サバとか、そういうもの以外の漁獲を見ますと、ゴーンとさらに落ちると見込まれる材料

もありませんので、数字は似通った水準なのですけれども、その内容についてはそういうことだというふうに分析した上でこれを示しております。

中村部会長 それから、一つずつある程度説明をしないと目標の数字がわからないと。

今井企画課長 失礼いたしました。今回は概要でしたので、「持続的生産目標の考え方」のところでは、資源回復計画に取り組むとか、積極的な種苗放流をやるとかということが簡単に書いてございますけれども、基本計画本体をつくる際には、もう少しこれをふくらませた形で、どういうことを前提に将来の生産を見込むのかというのは文章で整理をしますので、その点は御指摘を踏まえて基本計画の本体をつくっていきたいと思います。

中村部会長 植村委員、どうぞ。

植村委員 先ほど課長からお話がありましたが、漁業が大変だというイメージの中で、漁村全体がだめになっているんだということには必ずしもつながっていかないんだと。私も今、現場の組合長をやって、陸奥湾の半分は私の一つの組合で生産しておりますが、一番恐ろしいのは、漁家が多過ぎて、漁家を支えるのに漁業の漁獲だけに頼るということになったら沿岸漁業はもちません。

現実、専業漁家というのは、戦前もそうでしたが、20%前後のところなんですよ。というのは、漁業者が100あれば2割前後の方しか漁業だけで食べるわけにいかないんだよということを言ってることだと思うんです。ですから、それを今機械化、漁獲手段が向上したために、資源にかかわりなくどんどん漁獲をするということが資源の枯渇に結びついて、さらには外国船まで、日本の漁業は確かに優秀ですので、中国、韓国まで入ってきて何十年も荒らした。

この状況が今の日本の漁業を大変逼迫させているということですが、こういう社会情勢、経済情勢の中で、漁業資源というのは非常に回復が早いんですよ。既に日韓終わっただけでも、対馬の組合長なんか、ものすごく漁獲がふえてる、安定してきていると。アマダイですか、あれなんかでもそのころの5倍にもなっている。具体的にいろんなものの証言が出てきた。

私の組合、今、総会でいろいろ念頭に置いてやっているのは密漁防止、乱獲ですね。これに姿勢を置いたとき、安定生産、生産の向上というものは本当に見違えるように上がります。そのことをやったために、数字で言うと40%ぐらい養殖漁業でもふえてきます。そういうことで、水産基本法のこれを一つのベースにして資源回復を図られるような対応をすれば、本当に見違えるほど安定した生産量というのは出てくる。そのことが先ほど課長が言ったように、漁業者が減少しておっても、漁獲は減らないどころから向上していくという要因なんですよ。

何だかんだといっても、一番大事なのは、漁港が整備されて漁場が整備されると、適切な漁業者が適切な秩序をもってやることによって、これは絶対的要因としてふえていくんだと。現実そういうものが浜にはいっぱい出てきてるんです。最近漁村がだめだだめだということは、魚価が上がらない。それから後遺症で漁獲が少なかったけれども、実際ことしあたりはかなりふえている。

もう一つは、日本の海に出ましても魚影が薄いものだから、生活に見合う漁獲あるいは魚価というものが構成されていないということですから、その分口スになるんじゃないか

という面がありますが、そこまで減ることを我々は望んでいるということは誤解を受けませんが、適正な漁業人口になっていきますと、今の2倍半というものが1漁家当たりになっているとすれば、これはかなり効率のいい漁業だと。したがって、そのことによって日本の需給というものが非常に安定してくる。漁家の収入も安定してくる。

これは私が言うよりも、その筋の方であれば異口同音に表明できるんじゃないかと思えます。その点では、この間説明に参りましたから、資源をどうやって回復し安定させるかというのが水産基本法の原点にあるわけですから、これをおろそかにしないようにしてみんなを守っていく。行政もそのために力を注ぐ。浜の漁業者もみずからの問題として資源を大切にする。資源管理型漁業というのはそこにあるわけですから。今までは、資源保護法なんかできても、実際水産庁の許可内容がそうでなかったし、我々漁業者もやり放題、とり放題というのが先行していました。今度はしっかりそういう意味でやれば、課長が心配するようなことはない。課長が表明するように、そのようなことは現実出てきておりますから、ひとつ何分の御協力をお願いしたいと思います。

中村部会長 高柳委員、どうぞ。

高柳特別委員 さっき質問はぐってしまったのですけれども、沖合漁業と沿岸漁業の二つが数字だけの回復を考えるにはポイントだと申し上げたんですが、24年度にこういう数字を達成していればということで考えますと、管理や規制が厳しいほど24年度の達成可能性は高いんじゃないかと思うんです。その間全然とらなければ24年度にたくさんとれるかもしれない。そういう途中の山や谷をどうつくったか。途中経過は時間もあってあれでしょうけれども、この数字だけを見たときに、沖合漁業と沿岸漁業は途中の管理、規制は、24年にこの数字を達成するためにかなり厳しくなるというふうに私はこの数字から解釈しているんですが、そういうことはないのでしょうか。

中村部会長 途中の規制ね。

今井企画課長 繰り返しになりますけれども、沖合漁業の持続的生産目標、沿岸漁業の持続的生産目標の設定の内訳としましては、課題としては、ともに資源回復計画に取り組むというのがあります。資源回復計画の中身につきましては、先ほど言いましたように、減船だとか、休漁だとか、網目規制だとか、いろいろあるわけですが、そういう意味では、より資源を保護する取り組みを行うということですから、そういう規制的なことが行われるのが前提になっているということでございます。

あとは、これはなかなか数字やグラフとしては示せないわけですが、観念的には、非常に厳しい漁獲規制、例えば全面禁漁だとか、そういう規制を強くすればするほど多分資源の回復の効果は早く出てくる、弱ければ効果の出方が低いということだと思うのですが、今回におきましては、いろいろな取り組み主体の実現可能性みたいなものも含めまして、積み上げ結果として24年の数値を示しています。逆に言えば、それが持続的生産目標として設定された上は、常にその数字と現状を見比べながら、もっと規制を強くしないと24年にはそういうものが実現できないのではないかと、目標数値と現状を照らし合わせながら取り組むべき途中の課題を変えていく。取り組むべき課題の内容まで先に決めて将来のものを示すということではなくて、関係としてはそういうことになるのではないかと、思っています。

植村委員 先ほど後継者が果たして帰ってくるのかという危惧のお話がありましたが、

現実、私のところの浜はほとんど出稼ぎに頼らざるを得なかった。しかし、漁業が盛んになって後継者がほとんど埋まっておりますし、千葉のある漁村に行っても、資源が確保されている海域の組合には後継者がどんどん帰っておられる。

ここに北海道の石黒さんもおりますが、限られた漁業の中で資源管理をしっかりやっておられる組合ですから、後継者はどうですか。

石黒委員 将来のすう勢値、持続的生産目標と、漁民の数が落ち込んだ中での数値がどうなんだというお話ですが、先ほど企画課長も言っていましたけれども、今の漁業者が数だけで判定するわけにはいかないと思っています。やっぱり年齢構成的なものもありますし、現状、漁民の年齢はかなり高くなっているわけですね。ですから将来的に、先ほどの課長の話ですと、若手の漁業従事者を求めていくんだという中で、数が多少落ちて、TACとか、TAEとか、いろいろな方法を取りながら資源回復をした中で、漁民の数があつ程度抑えられても生産量は伸ばすことができると私は考えます。ですから一概に漁民の数字が落ちたから生産量を確保することが難しいという話にはならないんでないかという、現場サイドとしての考え方です。

中村部会長 小野委員、お待たせしました。

小野委員 簡単な質問なんですけど、10ページの消費のところ。さっき足立委員が質問されましたが、これは1人当たり純食料のすう勢値に人口を掛けたという説明がたしかあつたと思うんですけど、37.0から36.9のすう勢値、これはどうやって出てきたのかというのを簡単に、もしも何かありましたら、それとも余り変化がないということでこうなっているのか。

今井企画課長 生産量につきましては、先ほど、過去10年間のものをとらえて出したと申しあげましたけれども、消費の方は、経済変動や嗜好の変化など、もう少し短い期間で変化するものですから、最近の動きを的確に反映するというので過去5年間の平均値ということで、将来のすう勢値をそれで伸ばしていくということで設定しております。

小野委員 これから平均値がとれるのですか。

今井企画課長 いや、それはトータルで。

それと、先ほど説明が舌足らずだったのですが、10ページをお開きであれば、1人1年当たりの純食料が35.9キログラムです。純食料は可食部分だと申しあげましたけれども、これを基準年831万トンにしていますが、これは頭つき、内蔵つきの数字ですので、35.9キログラムというものを一たん原魚換算し直しまして、それに人口を掛けて出しているということでございます。「原魚換算をした上で」というのを説明の中で落としましたので、申し添えたいと思います。

中村部会長 増田委員、どうぞ。

増田委員 漁業就業者の関係で、私の立場で意見を言っておきたいと思うんですけど、先ほど漁業後継者についてお話がありました。あるときは減船、水産がよくなれば就業者も集まるだろうというお話がありましたけれども、御存じのとおり少子高齢化で、乗組員は平均年齢が毎年黙っていても1年ずつ上がっていくという状況があります。ですからある業種なり操業形態も変わってしまうと、一から立ち上げるというのは非常に難しいと考えます。ですから状況がよくなれば簡単に乗組員も集まるだろうという甘い状況では

ないというふうに我々は認識しております。

そういった意味では、いろいろ後継者育成をやっていただいておりますけれども、そういう実態を我々は直に見ておりますので、ひとつその辺はお含みいただきたいと。状況がよければ簡単に集まってくるという状況は簡単にはいかないというふうに認識しております。なぜならば、御存じのとおり3Kとか6Kとかいろいろ言われております。そういう状況もあるということです。

もう一点は素朴な質問と意見がまざるんですけれども、自給率そのものは一体何だろうと、今御意見を聞いていて思いました。要するに、不測の事態を含めて我が国の水産物を賄う自給率の目標をどうするかというふうに設定するに当たって、今までの御説明を聞きますと、すう勢値なり、資源開発の方ですか。あれに基づくいろんな数値をもとに積み重ねて出してきたという御説明だったと思っておりますけれども、そもそも輸入が400万トンぐらいですか。我が国生産660万トン。約1,000万トンという中において、輸入の水産物を横に置いておいて、すう勢値なり積み重ねで自給率目標を、食料・農業・農村基本法でも出している数値を横目で見ながら出してくるというのはどうなのかなと。

要するに、現実的にはかけ離れた話で申しわけないんですけれども、一切輸入なしで我が国で今必要とする供給量の1,000万トン、非食用もありますけれども、賄うんだと。我が国自給率ですべて賄うんだという前提で考えていけば、出し方、出てくる数字は変わってくると思うんです。そこに伴う輸入水産物をどういうふうにとめるんだ、とめながら我が国の自給率をどう保つんだというふうに考えていったときは変わってくると思います。現実的には、先ほどもお話があったように、国際社会の中でWTO、いろいろありますから、それはできないのはわかりますけれども、見方によってはそういうことで自給率の出し方そのものも変わってくるんじゃないかという部分を私なりに思いました。

ですから、この数字がどう変わる云々ということは白紙の話になりますから申し上げませんけれども、戻る話としましては、そういった意味では遠洋漁業なんか限りなく厳しい衰退する状況があるわけですが、逆に自給率の目標を高めて、ある程度日本の遠洋漁業なら遠洋漁業の船団規模なり業種を維持するという部分も保ちながら目標設定していただければという部分を思っています。

そういった意味では、これを読みますと、民間の関係者の意見等を聞いてという部分もありますけれども、当然民間だけではできない部分もありますから、国なり、水産庁なり、いろいろ力添えしなければそういった政策的なことはできないわけですが、自給率目標というものを各遠洋、沖合、沿岸ということ等々を決める場合に、そういう部分も勘案しながら目標設定の数字を出していただければありがたいということです。これは意見です。

中村部会長 原委員、どうぞ。

原特別委員 今の課長のお話を聞いていると、すう勢値の考え方がよくわかりませんから何とも申し上げられないんですけれども、養殖業のところだけを見ますと、私としては大変な数値が載っているという感じがするわけです。

我々が今一番心配しているのは何かと申しますと、養殖に適する環境がないといひましようか。内水面なんかは、端的に言ってしまうと水がない。世界的に水の取りっこというようなことを言っております、今、養殖に適する水そのものの減少というのが内水面で

は非常に気がかりなわけです。

ここで見ますと、それでもまだ1万トンぐらいは元気よく頑張らましようというふうに書いてあるわけで、先ほど川合委員の言われたように、中身を細かく書いていただければそれなりに納得できると思うんですけども、ぜひそのときに、養殖魚種の推移はどうなるんだとか、餌が今この中でも、漁場改善の一環だろうと思いますけれども、配合飼料化を図るんだと。そうすると、現状配合飼料化はこのくらいだけれども10年先にここまで持っていくんだ。こういうものをなるべく丁寧にお書きいただいて、一般国民がわかるようにしていただいた方がいいのではないだろうか、こんなように私は思っております。

それから、ここに例えば「養殖対象種(イワガキ、スギ)」と書いてありますけれども、こうやりますとこれだけで10万トンになっちゃうという誤解があってもいけないので、こんなものは10万トンあったって日本人はとても食べきれないと思いますし、その次の内水面の方を見ますと、「ウナギの国内産地加工場の整備」が「漁業と加工・流通業の連携」だけにかかるのか、前の方にかかるのか。この辺もよくわからないんですけども、「品質の向上」というのは、多分輸入を意識してウナギで書かれてるんだと思うんですが、ウナギでは、日本ではどんなに品質をあれしても価格の差が大き過ぎて、これはとても難しいんじゃないかと思うんです。

意見を言えということでございますので、ぜひこの中身を相当にわかるように、増加傾向のものはどれ、減少傾向のものはどれ、中の要因としてこういうものはこういうふうになるというものを具体的にお示しいただけるようお願いをしておきたいと思っております。

以上でございます。

中村部会長 先ほどもありましたけれど、よろしいですかね。

今井企画課長 はい。

中村部会長 先ほどから4番目の資料の「沿岸漁業の生産構造の展望について」に関連づけて議論が進んでおりますので、もちろん自給率目標についてでも結構ですけれども、4番目の構造の展望とも関連づけて御発言いただいて結構でございます。

小野委員。

小野委員 私はこれについての意見を申し述べたいと思っております。

さっきから植村委員なんかから話が出ていますが、水産業を考える場合、足腰の強い経営ということが一番重要なので、そういう意味で言うと、少数精鋭と言うと語弊があるかもしれませんが、数は減って、その中ですぐれた経営といいますか、経済的に採算が立つ経営をつくっていくことが一番大切だと思うので、そういう意味では数が減ることを心配する必要は全然ないと思うので、むしろこういう目安のもとで政策的よろしきを得てやっていく。そういう意味で、ここに書いている専業、それから第1種兼業を中心に生産の主要な部分は担っていくんだと。無論、老人漁家とか第2種兼業があってはいけないというわけではないので、そういう人はそれなりに協力していただければいいので。ただ、日本の水産政策全般を考える場合には、第2種兼業とか、そういうところで一生懸命考えても始まらないので、あくまでここで言う「主業的漁家」、それを中心に考えるんだと。たとえ数が少なくとも、それが日本の自給率や日本の漁業を担っていくんだという発想で非常にいいと、私は大賛成です。



中村部会長 足腰の強い漁家。数にはこだわらないと。

では、二村委員、どうぞ。

二村委員 最近、将来の人口推計というのが出ていて、高齢化のほかに人口減が進んでいく。そういう中で現実的な問題として外国人労働者というものは水産基本法ではどういう見方をしているのか。枠外にあるのか。まず、その辺はどんなものなんでしょうか。

中村部会長 外国人労働者ね。

今井企画課長 具体的に水産基本法の条文の中に外国人労働者の考え方や位置づけが入っているということではないのですが、他の産業と比較してみますと、先ほど増田委員から乗組員対策についてのお話がありました。遠洋漁業、沖合漁業も共通ですが、乗組員対策をきちっとしていけないと操業自体が成り立たないという要素が水産業の中にありますので、外国人対策には水産業として、ほかの産業と比べれば積極的に取り組んでいる分野なのではないかと思っています。

ただ、現実問題といたしましては、外国基地式の漁業には一定の比率で外国人の乗組員の配乗を認めておりますし、平成 11 年からは漁船についてもマルシップ制度を導入しまして、より高い比率での配乗を認めるという対策を打ってきておりまして、そういった遠洋漁業を中心にした経営のことも考えながら、これからは外国人対策も含めた乗組員対策はやっていくということだと思います。

二村委員 我々、海まきをしていて、増田さんはよく御存じですけど、外国人船員が平均して 25 % 乗船している。多い船は 35 % 台乗っているわけですけど、これなくしては海まきは成り立たない。将来、コスト競争力なんかを考えた場合、これもふえていく方向にあるんじゃないかと。遠洋漁業、海まきで年間 16 万 ~ 17 万トン水揚げしていると思えますけれど、自給率の中でそれだけの数量を占めている漁業ですらそういう状態にある。先ほど、沿岸なり沖合の労働、少数でもやっていけると。でも、外から見ていると、大丈夫かなと。高齢化して人口が減っていて、漁業というものが魅力のある、これは収支にかかわる問題でしょうし、コスト競争力というものが当然輸入品との問題でも出てくるわけですから、そういう中で外国人労働者のウエイトがこれから高くなっていくんじゃないかと考えております。

植村委員 いろいろ政策の中で、最初は「後継者問題」という呼称であった。最近は「担い手問題」に呼称が変わってきている。確かにいろんな要因があって、あるいは遠洋、沖合とかいろいろありますが、業種によってどうしても外国からの導入というものは必要なもの。あるいは担い手という形は、これは沿岸の關係に用いられている最近の呼称じゃないかと思うんですが、沿岸の關係からしますと、まず資源ありきなんですよ。資源ありき。資源のないところにどんな担い手政策を持ってきても、これはそこにはおさまらない。

例えばかつて田舎に企業導入とって、肌着とか、いろいろそういうものを導入した。あるいは電子の工場を導入した。市町村長挙げてこれに対策を打った。しかし、今は全部空っぽなんですよ。結局そういう人たちは自分の生活が間に合わないと帰るんですね。ところが、漁村に根差した人たちは、収入が半分になると、4 割になると、そこから動かないんです。その人たちに資源を与えてやれば、さっき言ったように、こういう経済情勢ですから、真の後継者問題は解決されていってるんだと。これが現実なんですよ。ですから余り政策的に物を言っても、そこには給料を払ってしっかり生活できるという体制

を沿岸でとれるかという、やっぱり資源ですよ。そういうことが前後しないようにしっかりやっていけば大丈夫だという認識を常々考えておりますので、あえて今の中でそういうことをやっていただきたいということを念頭に置いて頑張っていきたいと。

中村部会長 資源がとにかく先決であるということ。

中村委員。

中村(晃)委員 資料4の中で、これは沿岸漁業について書いてあるわけですが、沖合漁業については(4)で書いてありまして、「以降に検討することとする」という表現になっているんですが、「検討する」というのは、検討した上でこれと同じようなものを出すという意味なのか、出さずか出さないかを検討するという意味なのか、そこを確認したい。

というのは、遠洋はともかくとして、沖合漁業についてこの種のものを出すというのは非常に難しいと思うんです。特に10年ということになりますと。沖合漁業というのは一種の資本漁業であるわけですが、沿岸に比べますと、さっきの話じゃないですが、足腰は余り強くない。沿岸漁業者はそういう意味では足腰が強いので、一たん何かあるとばたばたといく可能性が非常に強いのが沖合だと思うんです。

現に以西底びきなんかは数百隻いたのが今は実働15隻という話ですから、全く実体がなくなってしまっているような状況で、それはまき網についても同じだと思いますし、幾つかの業種を考えてみますと、この数年以内はかなり大幅な変化が出てくる可能性がかなりあると見ているんです。そういう状況の中でさう勢値で書いてみても余り意味はないし、まさか2、3年先に倒れるだろうというのを想定して水産庁は書くわけにはいかないだろうし、かなり難しいと思うんです。ですから本当に書くつもりで検討するのかというのが私はちょっと気になるんですけれども、そこをお聞かせいただきたいと思います。

今井企画課長 (4)に書いてありますのは、今、中村委員から御指摘がありましたとおり、ここに具体的に書いてある指定漁業の許可にしましても5年間ですから、沿岸について将来を見通しているのが10年ですが、指定漁業でさえも許可の期間が5年ですから、そこからして、指定漁業だけやろうと思っても、まずこれと同じものにはならない。

あとは、指定漁業というのは沖合・遠洋漁業のすべてではなくて、経営体の数ということからいけば、それ以外に知事許可をもってやっている経営体もたくさんあるわけですので、そういうものをどういうふうにするんだということもあります。そういうことも含めて、どういう範囲でやるのかとか、何年見通してやるのかとか、やるとしてもこういった経営体の数や従事者の見通しを示すのではなくて、目指すべき経営内容の増みたいなものを、優良事例的なものを集めて、その中から望ましい経営体像みたいなものを示していくのがいいのか。そういったことも含めて、やろうと思っても、沿岸の今回やったものとびったり同じものは御指摘のとおりできないと思うんです。できないというので何にもやらないという選択肢もあるのですけれども、できるとすれば何ができるのかを検討した上でそれを示すのか示さないのかをこれから検討してみたいということでございます。

中村部会長 川合委員。

川合委員 今のことに関連するんですけど、基本法の健全な経営というのは当然中小漁業まで入っているはずですよ。今の中村委員の御指摘のところもそうですが、資料4の2ページの右の「注3」で、漁家のほかに法人経営が2,000程度と書いてありますね。

これについてもこの展望の中では触れてないと考えていいと思うんです。ですからそこも含めて御説明願います。

もう一つは、ここで言っている「沿岸漁業」が、さっき自給率のところでは言っていた「沿岸漁業」とぴったり合うのかどうか。恐らく根拠となっている統計が違うんでしょう。その整理もあるのかなと。それはどうでもいい話といえどどうでもいいんですが、中小漁業についての検討をどうやってやるか。これと同じことをやれということを行っているわけじゃないんですけれど、必要ではないかと。基本法はそこも求めてるんじゃないかという気がするんですけれど、どうでしょうか。

今井企画課長 繰り返しになりますけれども、そこはおっしゃるとおりで、基本法の施策の対象としては、もちろん沿岸漁業だけではなくて中小の漁業も入っているわけですので、自分たちとしては、そういうことからすれば、今までこういうことを水産の分野では余りやったことがなかったのですが、基本法もできたことだし、基本計画をつくる際には、数量だけの見通しではなくて経営体、従事者の見通しもやってみようということをやったわけですが、できることなら、ここに書いてありますとおり沖合、遠洋についてもやってみたいとは思っているのですが、先ほども言いましたけれども、余りにもいろいろな事情が違いますので、やる方向で検討はするのですが、どういう格好のものだったら示せるのかというのは、これと同じものにはならないと思いますので、その検討をした上で、どんなものかをなるべく示していきたい。示していく方向で、ただ、どんなものが示せるのかということを検討したいということでございます。

あとは、「沿岸漁業」の範疇といいますのは、自給率のところでは植村委員から御指摘がありまして、そこでは自給率は魚介類の沿岸漁業、あと養殖と海藻というふうに分かれていましたけれど、その三つを一緒にしたものがこの「沿岸漁業」になっています。そういう意味では、植村委員から言われましたように、自給率の方の「沿岸漁業」と、基本計画と一緒に出す「沿岸漁業」との関係が誤解が生じないような注なり何かはやっておきたいと思います。

中村部会長 よろしいですか。

川合委員 はい。

中村部会長 高柳委員、どうぞ。

高柳特別委員 今までも二、三回同じようなことを申し上げたことがあるんですけれども、魚以外の自給率を見ているときに、100%でもいいじゃないかというものであっても、今、100というものはほとんどなくなっているんですね。お米でさえ。私は一番大きなポイントは価格ということなんだろうと思うんです。それで、次の10年間を考えたときに、物の供給が潤沢なほど川下の方に選択権が行っちゃう。供給が少なければ川上の方、つまりつくる人やとる人、生産者の方に流通の主導権が移ります。次の10年を考えたときに、そんなに物が少なくなるということはちょっと考えにくい。そう考えると、最終的な消費、何を買って食べるかというジャッジはやっぱり消費者ということになるんだろうと思います。そうすると、自給率を考えるとときに自給率に大きく影響するのは価格だろうと思います。そうするとここでやっておかなくちゃいけないことは、漁業生産コストはもちろん、流通コスト、加工するものであれば加工コスト、場合によったら流通経路の見直しというか、違うルートをつくらなくてはいけないかもしれない。そういうことを一緒に組み合わ

せないと自給率を上げることは難しいんじゃないかと思います。

もちろん部分的には、供給がショートして生産者側、つまり売り手市場になるものが出てくる可能性はあります。しかし、全体で見たときにはそういうのは非常に少ないと考えますと、あとは日本の漁業コストと、日本のいろいろな業者が海外から輸入するものとの価格比較、これは重要なポイントになるであろうと思っているんです。そういう意味で、確かに現状漁業者の方々は、魚価が安い、ということは、もちろんコストに見合っただけで安いということだと思いますけれども、コストをどうするかということは生産、流通両方にわたって一緒に検討しないと、自給率を上げることが難しいんじゃないかと思います。

中村部会長 御意見でよろしいですか。

高柳特別委員 はい。

中村部会長 村田委員、どうぞ。

村田特別委員 水産の自治体という立場から一、二点お聞きしたいことがあります。

先ほどからの外国人就労者の話ですけれども、私のところは茨城の波崎町というところで、まき網が主体の町であります。今残っているところは意欲的な経営者が多いと理解はしているんですけれども、その中でも特に意欲的な経営体には若年の船員がどんどん来ているんです。魅力ある漁業ということで、その経営者も積極的な運営を図っている。例えば 1 経営体で 3 カ統の統数を持っておりまして、年間の水揚げ量も 1 経営体で 30 億を超える。毎年そういった経営体があります。その経営体の方は外国人就労というものについて全く意に介していない。自分の町あるいは近隣から若者が入ってきますから。ただ、その他につきましては高齢化が否めない。これは事実であります。そうしますと、自治体に対して外国人就労について支援をいただきたいという要請が今大変強く来ております。

そこでお聞きしたいのは、同じ農水省の中でも、農業の研修あるいは就労ということになりますと、自治体を經由しないで農協経由、あるいは人材派遣というんでしょうか、そういうところからじかに入るといって仕掛けになっております。ところが、水産・漁業、特に漁業の部分について言いますと、自治体が一時的な受け入れをしないと外国人就労はできないという制度になっているようであります。そこで、これについて今後どうしていくのか、自治体を離れて農業関係みたいにしていこうとなさるのか、外国人就労の問題も含めてお考えをぜひお聞きしたいと思います。

もう一点参考までにお聞きしたいのは、まき網の件なんですけれども、マイワシは、資料 2 の 4 ページを見ますと昭和 60 年には 600 万トンという漁獲がありまして、現状ではかなり減少という傾向にあります。そこで参考までにお聞きしたいのは、昭和 60 年前後のピーク時にイワシが食用として回されたパーセンテージと、非食用というんでしょうか、餌料に回されたパーセンテージ、それと現状としてはマイワシ等が食用として回される部分と非食用として回される部分、何%、どういう違いがあるのかをお聞きしたいと思います。

なぜお聞きするかといいますと、昭和 60 年前後は我々の町でも水産加工で冷凍加工場がいっぱいありまして、これがかなり閉鎖の憂き目に遭っております。ミール関係の工場も閉鎖ということで、ですから今はかなり食用に回されているのかなと思われましてけれども、ぜひお聞きをしたいと。2 点お聞きしたいと思います。

中村部会長 最初の外国人労働者ですね。水産と農業。農業というのは直接あれですか

ね。

今井企画課長 まず、1点目の外国人研修制度についてですけれども、町長さんがおっしゃるとおりでして、制度的には、これは研修制度ですから、研修生を受け入れるところがなければいけませんで、農業におきましては農協自体が研修生を受け入れることができることになっているのに対しまして、漁業におきましては、市町村が窓口になって研修生を受け入れて、実地の技術研修をするということになれば各漁家に行くということになるわけです。受け入れの窓口は、農業も市町村が受け入れ窓口になることもできるのですけれども、農協自体が受け入れの窓口になれることになっています。

外国人研修制度自体は水産庁が行っているものではありませんで、法務省、外務省が連携をとりながら行っている制度なのですけれども、受け入れ窓口をどこにするかということにつきましては、制度の本旨が研修制度ですので、農協や漁協に研修を行う体制が整っているかどうかということを経済省なりが見た上でやっているということでございます。個々の漁協で状況は違うのでしょうけれども、トータルとして見たときには、農協系統には国内の農業者を研修する制度が比較的整っているのに対しまして、漁協系統は農業と比べてみれば施設の整備なども非常におくれているということもありまして、現時点では漁協自体が研修生の受け入れ窓口にはなれないことになっております。

先ほども言いましたように、この制度自体は水産庁がやっている制度ではありませんので、水産庁のスタンスとしましては、直に漁協が受け入れ窓口になれなくて特段の支障が生じていて、漁協自体が受け入れ窓口にならないと困ったことがあるというような要望が寄せられて、かつ、研修体制がとれるように体制も整っているということになれば、法務省に対して水産庁から働きかけをするのはやぶさかではございませんけれども、現時点で漁協を直に受け入れ窓口にしてくれといった声が、全くないわけではないのですけれども、そんなに強く寄せられているという状況ではありませんので、実態を見ながら対応していきたいというのが1点目でございます。

2点目のマイワシにつきましては、先ほどもどなたかの御質問に対してお答えしましたけれども、昭和59年時点、ピーク時、マイワシだけで450万トンございました。平成12年、直近では15万トンが漁獲量でございます。そのうち食用に供されているものが、そのまま59年の時点ではないのですけれども、20万トン程度が食用に供されていたということございまして、最近におきましては、漁獲量15万トンですけれども、食用に供されているものは当時から見ますとかなり落ちて5万トン程度のようにございます。ただ、率にいたしますと、ピーク時は圧倒的な漁獲量がありましたので、食用に回している比率でいけば圧倒的に低かったのが、今は漁獲量の絶対量が減っていますので、食用仕向け比率という意味では非常に上昇しているということで、細かい数字につきましては、きちっと整理した上で、後ほどお示ししたいと思います。

村田特別委員 外国人の受け入れ体制は法務省管轄ということで、それはよくわかりましたけれども、我が国の水産・漁業をどうするんだというときに、受け入れ側の法務省だけにこれを任せておくというのはどうなのかなと。やはり一義的には、水産・漁業であるならば、水産庁が外国人の就労者をどうするんだ、受け入れるのか、受け入れないのか、そのためには漁協、漁業者に全面的に主体的に担ってもらうのか、自治体にそれを任せるのか、そういったことをそろそろ主体的に検討する時期が来たんじゃないかと。

現在、外国人の就労を自治体で受け入れているところは全国で七つとか八つぐらいなんでしょうか。これに対して、恐らくこれから続いてくると思いますけれども、自治体にこれをやれというのには大変厳しい負担がかかってまいります。そういうものを含めて今後、自治体が負担をするのはやぶさかではないんですけれども、これは水産庁でもっと主体的に方向性を見出していただければありがたいと思っております。

以上です。

中村部会長 今井さん、どうぞ。

今井企画課長 外国人の研修制度は先ほど申し上げたような仕組みなのですが、こういう研修制度を設けているもっと根本的なものは、外国人労働を日本全体として受け入れる、受け入れない、まさに入国管理を日本国としてどういうふうにするのかというのがあって、基本的に単純労働は受け入れないんだということになっているわけです。単純労働は受け入れないのですが、研修生ということであれば国際協力みたいなこともあるので受け入れようということになっておりまして、地元の自治体の長として、制度的に市町村が窓口にならないと漁業研修生が受け入れられないので、市町村として非常に負担になっているという面は確かにあるのだと思うのですが、だからといって、これはベースが入国管理の問題になっているものですから、水産行政だけでどうこうというふうにならない面があります。かつ、研修体制、要は研修所を持っているか、持っていないかみたいなこともありますので、そういう事情にあるということをお理解願いたいと思います。

中村部会長 中田委員、どうぞ。

中田委員 今さらこんな質問をするのはあれなんですけれど、資料2の1ページに自給率の算出方法が出ております。前にもお聞きしたことがあるかもしれませんが、水産物の国内消費仕向け量分の我が国の漁業生産量ということで、分子はこれでいいんですが、分母の国内消費量。これは下に注意書きがあって、国内生産量 + 輸入量 - 輸出量 ± 在庫の増減ということで、これは輸入・輸出がゼロになると100%になるんですか。

今井企画課長 計算の構造としてですか。

中田委員 ええ。

今井企画課長 輸入が全くなくて、かつ輸出があれば、分母の方が生産量よりも小さくなりますから、数字は100を超えることもあるということです。

中田委員 輸出、輸入同じということであれば分母と分子が同じになっちゃうんですね。

今井企画課長 そうです。単純に考えて、外国から水産物の輸入が全く途絶して入ってこないということになれば、それがいいかどうかは別として、自給率100%にならざるを得ない。あるものしか食べられないということですから。あるものしか食べられない状態というのは必ずしもハッピーな状態かどうかは別として、自給率の数字から言えば100%になってしまうということなのです。

中田委員 そうすると、必ずしも生産量をふやしたから自給率が上がるということでもないんですね。

今井企画課長 そうですね。ここは、2回目ぐらいのときに御説明したと思うのですが、分母と分子の関係で決まるものですから、国内生産量が一定だとしても、需要量が縮んでいけば自給率は上がってってしまうわけです。国内生産量がふえたとしても、

国内生産量がふえる以上のテンポで消費が拡大していけば自給率は落ちていってしまう。そういうようなものなんです。

中田委員 輸入の水産物はこれからどうなるか。世界ではかなり水産物を消費するようになったので、非常に魚価が高くなっていくということで、輸入量が減ってくる危険性もあるということになると、それだけとらえると自給率は上がってくると。

今井企画課長 そういうふうになればですね。

中田委員 という形になりますね。

今井企画課長 ですから、これも途中の段階で申し上げたと思うのですがけれども、水産基本法で自給率の目標を設定するというようになって、目標を設定する以上は今の自給率の水準よりも下がる目標をつくることはないでしょうから、向上させる目標をつくるわけですが、今言ったように自給率の数値そのものは分母と分子の関係で上下するものですから、ただ数字が上がりさえすればいいということではないんだと思うんです。

先ほど言いましたように、典型的な場合は、輸入が途絶して食べたいものも食べられない、あるものしか食べられないといったら 100 %になってしまうわけですが、数字が 100 %になったからといって幸せなことかということ、別に幸せでもないの、トータルとしては、消費も伸ばしながら、トータルとしての需要もなるべくだったら拡大しながら、かつ、生産量もふやして自給率が向上するような、そういうものを政策としては追い求めていくということなのだ。自給率目標の水産基本法に位置づけられているゆえんはそういうことなのだろうと思います。

中田委員 わかりました。

中村部会長 資料3をちょっと。さっき御説明も時間の関係でそれほど詳しくはなかったんですけど、方向づけについてということで、別に悪いことは書いていないんですが、こういうところが足りないんじゃないかとか、こんなことは余計だとか、そういうことをお気づきになったら、あわせておっしゃっていただきたらと思います。

矢野委員、どうぞ。

矢野委員 ちょうど資料3のところだったんですけど、まず、水産物の安定供給の確保。これは最大の問題であると思います。そのためのいろいろな議論だと思うんですけど、それにプラス、このところの騒動ということで、いわゆる食の安全性、信頼性ということが非常に大きな問題になってきたということ。マスコミでも相当取り上げられていますし、消費者・国民の皆さんの関心も相当高まっていますので、その辺を率先してこの施策の中に盛り込んでいただきたいと思います。

漁場環境から生産現場、加工、流通、輸送の各段階を通しての食の安全性の確保ということで、HACCPなどによる衛生管理の面はもちろんですけれども、私がいつも申し上げる食品添加物のような化学物質の件、それから、このところマスコミでも相当取り上げられています原産地表示も含めた品質表示等の、この辺は新しいことで、去年からですか、始まったところですので、消費者の方々もまだまだ御存じない方も多いですし、その辺の表示基準のことをもっとわかりやすく、消費者にも見えるような形で示していただきたいということ。

それから、こういう施策を講じてもチェック機能がなかったら守られない。どうしてもモラルの面で問題がある場合が残念ながら出てくるということですので、もちろん全部の

検査というのは全く無理な話ですので、例えば抜き打ち検査でも確実にやって、違反があれば何らかの罰則規定、もしくはそれを公表するという、そういうこともぜひ施策として盛り込んで示していただきたいと思います。

環境の問題につきましては、いろいろな視点で記述はされていくと思うんですけれども、一番下のところに「生育環境の保全」という形でまとめていますが、これにプラス、漁業資源の問題にもつながると思うんですけれども、温暖化が原因と思われる海水温の変化などで環境も変化をしているということも伺っています。そういう温暖化のこと。それからオゾン層破壊も含めた地球規模の環境問題。これはもちろん水産業界だけの問題ではなくて、逆にそれに頼らざるを得ない水産業界から国民全体、産業界全体への問題提起という形でぜひ加えておきたいと思います。

それと、これはどこに入るかわからないんですが、2 ページ目の (2) に漁船のことが出ています。これも以前申し上げたことがあると思うんですが、FRP船を中心とする廃船処理の問題に加えて、魚網や漁具の処理、再資源化の問題。この辺もちょっと伺いましたら、回収システムや技術的な処理システムにつきましても今検討が進められているようですけれども、まだまだ完璧なものではないように見受けられますので、その辺に対する方針、施策というものもぜひ入れていただきたいと思います。

以上です。

中村部会長 では、御要望ということで。

今井企画課長 はい。

中村部会長 足立委員。

足立委員 今、矢野委員のおっしゃられたことと全く同じです。特に前半の部分については予想以上にいろんな問題が出ていますので、ぜひきちっとしていただきたいと思います。

加えてですけれど、きょう、課長の発言でもたびたび出てきましたように、廃棄や食べ残しをめぐる食料の有効利用に関する問題が今回のいろんな側面で重視されているわけですが、その中の一番大きな場所を占めているのが水産物であることは御存じだと思うんです。今たびたびお話があったように、限られた資源と限られた労働力でやっと収穫してくる水産物ですから、最大限むだがない生活者への届け方というのを組織的にやっていたかなければいけないと思います。

そのために、資料3の1ページの「水産資源に関する調査及び研究」というところ。ここに一つ入るかと思うんですけれど、収穫して加工・流通して家庭内に入ってきて、調理されて食べられるところまでのどこの段階のどういう部分にむだが多いのかということについての一貫性を持った研究がほとんどないということは、この会議でも毎回申し上げてきているとおりです。今、どちらかといえば政府の方は家庭内での食べ残しやむだについて大きく発言があるんですけれど、実は加工段階、流通段階で適切な扱いがされているかについてかなり大きな問題がありますので、初めに保存しておいて、例えば三枚におろすような場合でも、どこの段階でどうするのが腐敗との問題で一番合理的なのかとか、そうしたことについての基礎的な研究を、繰り返しになりますけれど、一貫性を持った形でしていただけるような仕組みを、ぜひこの機会につくっていただきたいと思います。

繰り返しになりますが、資源の最大限有効利用に関する基礎的な研究を、収穫から、生



産段階から家庭内の食卓で体の中に入っていくまで一貫性を持った研究をしてほしいし、それをもとにしていろいろな情報を発信していただきたいと思いますし、それをもとにして、品質の表示だとか、そうしたことについても使っていただきたい。今までのものは全部断された形で部分的な研究結果をもとにしていますので、前にも申し上げたと思いますけれど、廃棄といえば家庭内の廃棄が従来は多かったんですが、最近は流通段階ですし、外食の場でもかなり大きくなっていますので、その辺、新しいフードシステムの中での新たな研究をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

中村部会長 それも御要望で。

今井企画課長 はい。

中村部会長 ほかに。今、資料3についてはお二人から出ましたが。

二村委員、どうぞ。

二村委員 水産基本計画で、水産施策の方向づけという資料3を読ませていただいて、書かれていることで感ずるところがあるんですが、御説明をいただければと思います。

4 ページで、公園の整備とか、バリアフリーという車いすだと思んですが、その他福祉。こういうことまで水産基本法というものはカバーしていくのか。読んでいて感ずるものですから、どんなものでしょうか。

今井企画課長 本日、途中の説明でも使いましたけれども、「水産基本法のあらまし」というパンフレットをお配りしておりますが、今の点は条文でいきますと30条に「漁村の総合的な振興」という、今御指摘のあった丸がついているところと同じタイトルの条文がございます。その2項には「生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進するよう」となって、すべての福祉の向上ということではないのですけれども、特にここでは、防災、交通、情報通信、衛生、教育、文化というような整備をやっていくということは、前の沿岸漁業等振興法のときからもそういう観点は入っていたのですけれども、今回は単に生活環境の整備を行うということだけではなくて、もっと漁村を面ととらえて、面として全体を振興していこうということで政策の対象も広がっているのですけれども、基本法でそういう政策方向が位置づけられておりますので、これを受ける格好で今御指摘のあったところが書かれている、そういう関係になっているということでございます。

前後との並びで、ここが分量的にもたくさん書いてありますので、公園の整備みたいなところまで目に入ったのかもしれないけれども、並びは別として、そういう生活環境の整備といった面での漁業者の福祉の向上を図っていくのだということは法律の中にも位置づけられていて、それに基づいてブレークダウンした施策を示していくということでございます。

中村部会長 それにしても、二村委員は、何でも書けばいいというものじゃないと、こういう感じですか。

二村委員 切りがないと思うんですね。

中村部会長 多分検討されると思いますから。

高柳委員、どうぞ。

高柳特別委員 私はこの点は素人なんですけれど、今の資料の3ページの中ほどに「水産業の基盤の整備」というのがあるんですが、各地を訪ねますと、主として漁港といいま

すか、水揚げ設備とか、そういうものとの関係なんですけれど、現在の日本の水揚げ量に対して設備能力が過剰になっているんじゃないかと思うんです。

私たち民間で考えれば、設備に過剰投資していると、これは廃棄したり少なくしない限り市況も回復しないし、むだに償却費、場合によっては固定資産税みたいなものがかかってくるということで、1,000 万トン以上とっていた時代から、一体現在の漁港の設備というのはキャパシティーがどうなっているのかと。バランスが。そういうことも考えないと私が先ほど申し上げたコストのことは解決できないんですね。

余り言ったらしかられてしまうかもしれませんが、漁港なんかを見に行くと、いつでも床が濡れているのは昔からある小さい水揚げ場なんですね。大きいところは乾いていることが多いんです。それから、ここに書いてあります「美しい景観」ですけれども、非常に美しい景観を汚しているんじゃないかというところが全国には見受けられるだろうと思います。私が行く例はそんなに多くありませんが、そういうところがあります。やたらとコンクリートが多くて。ですから、基盤整備は非常に重要なことだと思いますけれども、どれだけの能力がどの地域にあればいいんだということを考えながらやらないと、失礼な言い方をすれば、むだな投資、過剰設備ということでコストが上がるんじゃないかということもちょっと心配しております。

以上です。

中村部会長 今の御意見についてはいいですか。何か反論があれば。

植村委員 私は反論する立場かどうかわかりませんが、おっしゃるとおり大きい港が今乾いている。全く現実を踏まえていると思うんです。しかし、どうしてそうなっているかという、漁港というのが水揚げ基地とか、遠洋・沖合の荷揚げ基地。しかし、最近は作業港なんですね。そして高齢化しているものだから、例えば 10 キロの範囲内で水揚げ基地をつくるという時代ではなくて、漁村それぞれに船だまり。今言う小さい漁港ほど港が濡れている。使われているんですね。そういう見方は正しい見方をしているんじゃないかなと。だからむだなものも出てきているということも見ていると思うんですが、おっしゃるとおり、高齢化、そういう社会の中で、それから沿岸漁業が水揚げが少ない中で漁村がそれぐらい活動しているということなんですよ。65 なんていうのはまだ若者で、75 歳でも朝 5 時ごろ起きてみんな船が出ますから、そういう方々に、小さいけれども港をつかって、刺し網であれば少なくともそこで魚を選別して、おばあちゃんでもいいし、娘でもいいし、息子でもいいから一緒にやって、そしてまた網を刺す。そういう作業港に変わっていったから、我々もそういう面では、そういう形のものをつかって、しかもそれを 10 年とか 15 年じゃなくてスピーディーに、5 年、6 年、7 年もあったら使えるというふうにしてやらないと、今つくられて、要望のある漁港、漁港じゃなくて船だまり的な港、そういうものをスピーディーに供給してやるということが高齢化社会で非常に望まれているんじゃないか。

むだなところはやっぱりやめた方がいいというような、漁港部長もおられるのでそれ以上言うと怒られますから、この辺で終わりますけれども、そういうことで理解をされているんじゃないかと思います。

以上です。

中村部会長 村田委員、どうぞ。

村田特別委員 私の方も漁港を持っている立場から、反論ということではなくして。

ただいまの高柳委員さんの考えは的を射た、私たちもそれについては真摯に受けとめていかなきゃならない事項であろうということは考えております。

ただ、漁港あるいは漁業が効率だけで語られていいものかということになりますと、決してそうではないということをおし上げておきたいなと。というのは、一つの例を言いますと、私のところの漁港は茨城県で一番南の漁港です。昔の漁港は利根川の河口にございました。利根川の相対する漁港は千葉県の銚子港という漁港であります。ともに利根川の河口で栄えた漁港でありました。ところが、利根川がかつて「魔の利根河口」といって、朝に漁に出かけた。昼に風が出てきた。それで利根河口で幾多の尊い生命が失われてまいりました。そこで、外に、海に港を開いてくれるということで一丸となって取り組んだ結果、海難事故、水難の事故はその後1回も起こっていない。

しかも、今は単なる生産の拠点ということでなくして、近郊の都市からも漁港に来て、お買い物ですとか、もろもろの面で触れ合いの場になったり、地域住民の触れ合いの場ということについても、私は漁港の整備はこれからも必要なものである、漁港の整備というのは大変重要な課題であると。ただ、むだな部分ということをおっしゃると、それはむだということではなくして、適正な部分の運用も少しは必要なかなということはお覚しておりますので、そのところでひとつよろしくお願いをしたいと思います。

中村部会長 私も前に、水産政策検討会だったかな、あそこでこの前段の議論をしていたときに、今、高柳委員がおっしゃったようなことを、表現はちょっと違ったんですけど申し上げたら、ある委員の方が物すごい勢いで怒られましてね。そういう記憶があったものですから二、三御議論をいただいたんですけども。

2、3、4、総合的、どれでも結構ですが、言い残したことや改めて気がつかったことがあったら、どうぞ遠慮なく。

水産物の自給率は食料自給率みたいに5年で途中で検証するとか、そういうことをやるんですね。

今井企画課長 やります。

中村部会長 5年でね。だからそのときは、すう勢値だとか、目標値だとか、それは一応検証はあるわけですね。

今井企画課長 はい。

中村部会長 結構いい時間になりましたが、よろしゅうございますか。

それでは、そろそろ時間でありまして、この辺で質疑、意見交換は終わりにしたいと思います。

きょう出されました意見の取り扱いにつきましては、事務局で十分検討していただいて、次の資料の作成をよろしくお願ひしたいと思います。

## その他

中村部会長 事務局から何か御連絡はありますか。

今井企画課長 次回は企画部会の議論としては最終回ということで、次回の議論の後は答申ということにしていきたいと考えております。

本日は基本計画全体をまとめる際に各パーツに分けて議論をいただきましたけれども、次回は基本計画の案として全体をまとめたもので、きょうの意見を踏まえてもう一度最終案をつくり直しますので、それで御議論をいただきたいと考えております。

日程につきましては既に事務連絡で通知申し上げますけれども、今月の末、27日2時から、この場所で行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

その後の予定ですけれども、次回の企画部会としての最終回での議論を踏まえまして、修正をするところがあれば修正をした上で、3月中旬に水産政策審議会の本審議会を開催いたしまして、そこで答申という手続を経て、3月下旬には政府として閣議決定をしたいということでございます。

以上でございます。

## 閉 会

中村部会長 それでは、ほかに何も無いようでしたら、以上をもちまして、きょうの部会を終わらせていただきます。

大変長時間お疲れさまでございました。